

2013 年 6 月 28 日

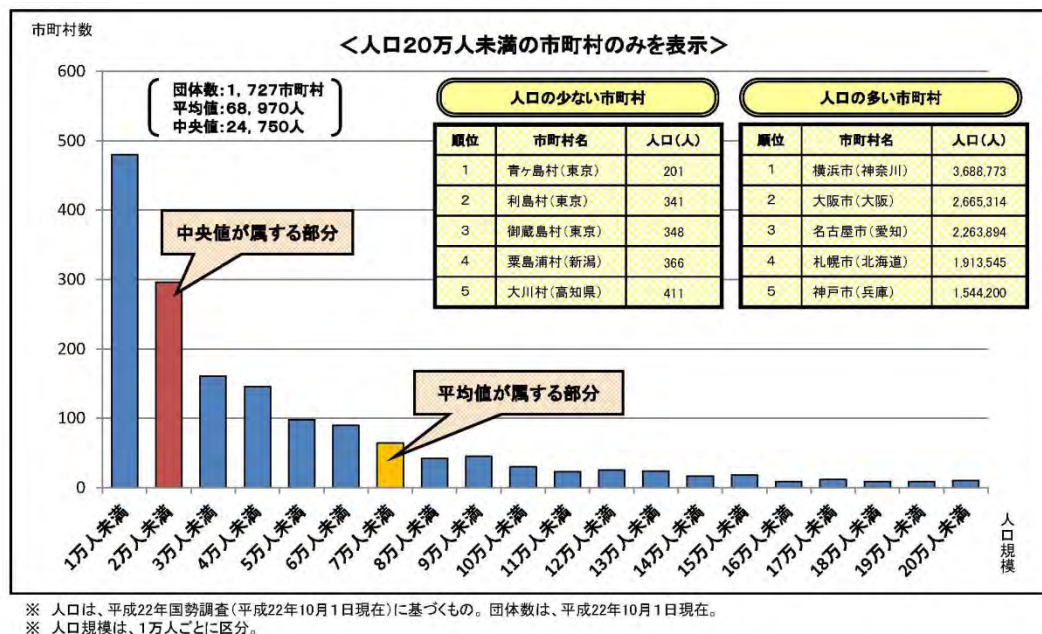
消費者委員会地方消費者行政専門調査会 報告資料

沼尾 波子（日本大学）

I. 市町村を取り巻く状況

(1) 市町村の状況

- 平成の大合併により、市町村数は 3,232 団体（1999 年）⇒1,719 団体(2012)へ
（市 670⇒788、町 1,994⇒747、村 568⇒184（1999 年⇒2012 年））



1) 人口

- 平成 17 年⇒22 年（国勢調査）では、人口減少市町村数は全体の 75%以上に達する。

2) 高齢化率

- 平成 22 年（国勢調査）では、高齢化率（市町村平均）28.0%で、上昇を続ける。
- 高齢化率が 30%を超える市町村は、人口規模が小さい地域に集中。
- 三大都市圏において高齢化が急激に進行。絶対数は大きい。

Cf.東京都の人口推計

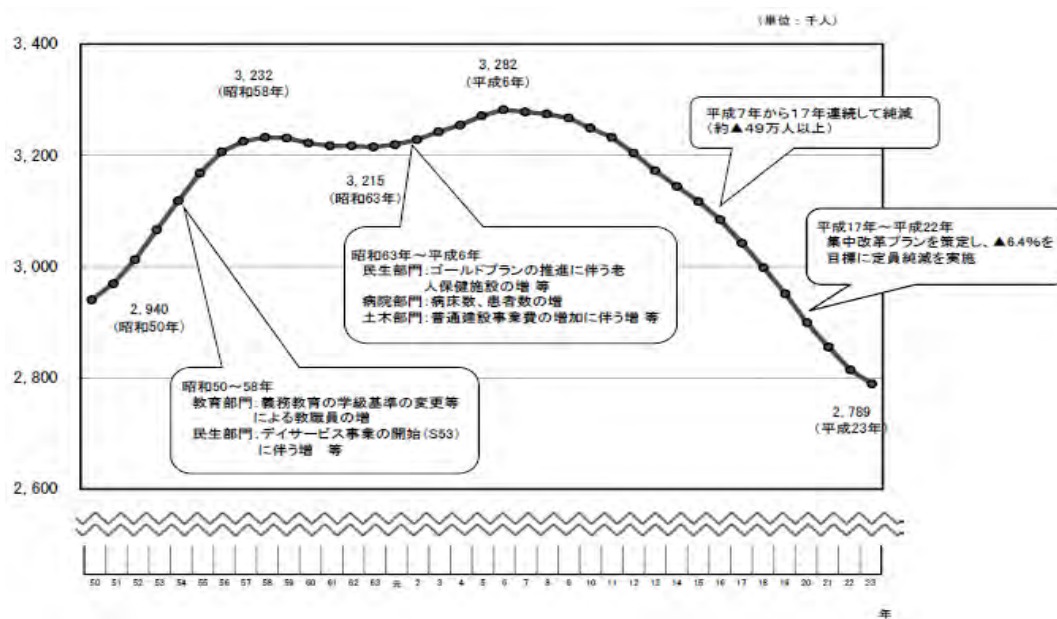
- 2020 年の約 1,335 万人をピークに加速度的に減少、2070 年に 1,000 万人を割り込む。
- 高齢者人口は 2010 年から 2050 年までの 40 年間で約 6 割増加（総人口の 4 割）
- 単身高齢者世帯は、2010 年から 2050 年までで約 1.9 倍に増える見込み
- 地方圏では人口減少が著しく進むものの、世帯数は横ばいが続く。単身世帯が点在して居住する状況

⇒大都市圏、地方圏それぞれの状況に対応した制度構築が必要

(2) 自治体の人員・財源

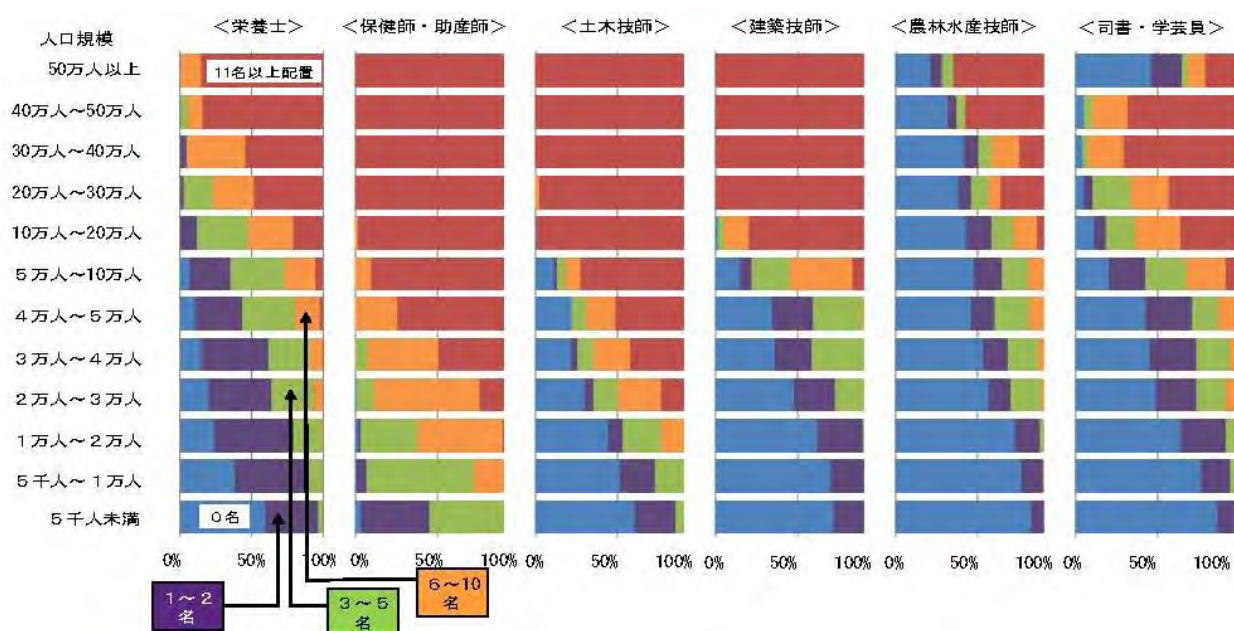
1) 職員数

- ・集中改革プラン等を通じた定数削減と給与カットが継続してきた。
(一般行政職員では、ピーク時(1994年)の78.9%(2011年))
- ・小規模町村では人口に対する職員数の割合が高い
(人口1万人未満1.47、人口1万人～3万人0.68、人口50万人以上0.41)



2) 専門職員

小規模市町村では、専門職員の確保が困難な状況。



※ 専門職員の配置状況は、平成22年地方公共団体定員管理調査による。
※ 人口は平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。

3) 財政状況

- ・平成 25 年度末の普通国債残高は 750 兆円の見込み。国と地方の長期債務残高は 977 兆円の見込み。

- ・社会保障関係費の増大が見込まれる中で、地方交付税等の削減論も
- ・地方交付税の財源保障機能の限界

(行政需要に対する必要額が基準財政需要額に算入されても、その分の財源が自治体に交付されるとは限らない。)

Cf. (平成 25 年度) 地方交付税総額 17.1 兆円

地方財政計画ベースで、財源不足額 13.2 兆円、うち 6.2 兆円は臨時財政対策債により調達。

→地方自治体の財政当局は、歳出削減・抑制基調

⇒義務的経費：人件費・扶助費・公債費のうち、人件費を削減しながらも扶助費が増大する状況。裁量的な政策経費の確保が課題。

II. 小規模自治体の課題

(1) 小規模自治体の状況

- ・人口 1 万人未満市町村数 480 (2012 年 10 月時点)

都市部周辺に点在 (同一都道府県内で人口 5 万人以上の都市と隣接) 223

各圏域の周辺部に連たん (都市とは連担しない一群をなすもの) 207

離島など 50

⇒地理的に、近隣市町村との共同処理が難しい市町村の存在

- ・市町村規模別歳入構造

小規模町村では財政力指数が低い傾向。地方交付税への依存度が高い。

(2) 共同処理による対応状況

- ・共同処理の方法

※法律の設立を要しないしくみ

①事務委託：自治体の事務の一部の管理・執行を他の自治体に委ねる制度

②機関等の共同設置：自治体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の自治体が共同で設置するもの

③協議会：自治体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度

※別法人の設立を要するもの

④一部事務組合：自治体が事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体

⑤広域連合：広域的の処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体

※このほかに、地方自治法に依らない任意の連携・協力 (自主協定、覚書など) がある。

・共同処理の状況(総務省調査結果より)

- ①事務委託 5,668 件 公平委員会 1,165 住民票の写し等交付 1,159 競艇 853
 ②機関等の共同設置 400 件 介護保険 131 公平委員会 113 障がい者福祉 108
 ③協議会 191 広域行政計画等に関するもの 31 視聴覚教育 25 消防 14
 ④一部事務組合 1,546 件 ごみ処理 398 し尿処理 352 消防・救急 282
 ⑤広域連合 115 件 後期高齢者医療 51 介護保険 40 障がい者福祉 32

※総務省「市町村における事務処理のあり方に関する調査」結果(資料2-2)

⇒共同処理を行う理由

(財源不足、人員不足、職員の専門知識不足、規模が小さい、その他)

Ⅲ. 都道府県による基礎自治体支援

(1) 都道府県による補完か、市町村による共同処理か

- ・専門職員(特に土木等)の確保という点で、都道府県の補完への期待
- ・財政負担の面で、広域的対応を求める声も根強い
- ・地理的に近隣市町村との連携が困難な市町村の存在

(2) 過疎法における都道府県代行制度(道路、下水道)

① 基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道等で国土交通大臣又は農林水産大臣が指定したもの、② 市町村が管理する公共下水道で国土交通大臣が指定したものについて、都道府県計画に基づき、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができる

○ 対象市町村 775 (2012年4月) 道路 230 件、下水道 5 件 (2010年度)

(3) 市町村から都道府県への事務委託

区分	事務の名称	委託件数	構成団体等
①数都道府県にわたるもの	競艇事業に関する事務(海外発売事務等)	28	18市1町9組合(滋賀県へ委託)
②都道府県内のもの	児童福祉に関する事務 (児童自立支援施設事務等)	10	宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、大阪府、岡山県、熊本県(9府県)
	介護認定審査に関する事務	8	京都府
	災害弔慰金等支給審査会に関する事務	16	岩手県、宮城県(2県)
	上水道に関する事務(施設管理事務)	4	広島県
	下水道に関する事務(使用料徴収事務等)	85	茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県(9都府県)
	災害廃棄物に関する事務	25	岩手県、宮城県(2県)
	区画整理に関する事務	1	長崎県
	消防、救急に関する事務	59	東京都、千葉県(2都県)
	職員研修に関する事務	58	福井県、鳥取県、島根県(3県)
	公務災害に関する事務	183	富山県、愛知県、三重県(3県)
	公平委員会に関する事務	1,137	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、神奈川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県(30道県)
	小計	1,614	

(平成24年7月1日現在:総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』による)

Cf. 「都道府県に事務を処理する体制がなく、かつ、管理執行の職員をあらたに置かない限りできない場合、かかる事務は委託にふさわしくないものと考えられる。」

(4) 高知県地域支援企画員制度にみるソフトでの支援

- ・ 2003 年度に開始。福祉や農業といった分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など、実際に地域に駐在し、それぞれの職員の視点で自主的に活動を行う制度。(例：住民が主体となって取り組む地域づくり活動へのアドバイス。先進事例の紹介、支援制度の情報提供や地域の取組等の対外的な情報発信。地域におけるコーディネート(人と人をつなぐ)活動の展開)

(5) 地方消費者行政における県・市町村の役割

- ・ 事業者に対する指導・監督は国及び都道府県の役割であることから、県が消費生活相談を担当することで、情報収集の効率化が図られる側面がある。
- ・ 県が消費生活相談員、担当職員への研修等を実施し、専門性を確保

IV. (参考) 第 29 次地方制度調査会答申

- ・ 地方圏では「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
 - ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進
 - ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合には、都道府県による補完も選択肢
 - ・ 三大都市圏では同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進
- ⇒地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化

以 上